

尾張旭市水道事業給水条例の一部改正について

討論要旨 榊原利宏議員

水道料金は県営水道値上げの影響が大きく、平均11%の値上げ案となっています。値上げ案の審議過程を見ても、市民の暮らしに配慮が感じられるものです。

これは、コンセッション方式などで民営化され、株主の利益分まで含めて値上げされることのない、きちんとした公営企業であってよかつたをつくづく思うものであります。ずっと直営の公営企業であり続けてほしいと申し上げておきます。

それはさておき、第71号議案と同様のことですが、独立採算性そのものを見直して、公費における管渠や浄水施設の更新を行う仕組みをつくらないといけないのではないのでしょうか。

人口減少や節水型機器の普及、料金収入の増加が望めない中での施設更新で、水道料金にその財源を求めても過大な負担になり、市民にとっては大変過酷なものになります。また、水道料金の地域格差も大きくなるばかりではないのでしょうか。

今、政府の重点支援地方交付金を見ると、水道料金も下水道使用料も負担軽減の対象となっております。国も認めるほど、水道や下水道の料金は、市民の暮らしを圧迫しているのであり、その負担軽減は切実だということです。であるならば、そもそも料金値上げをするべきではありません。

議案どおりに値上げをしますと、上下水道合わせて16%から20%の値上げになります。料金改定をするのであれば、改定された料金に対して重点支援地方交付金を使い、16%から20%の水道料金を引き下げるべきであります。

水道はまさに命の水です。この物価高騰の中で、当然のように値上げすることは避けるべきではないかと申し上げて、討論を終わります。